

令和8年8月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

令和8年8月定例教育委員会提出案件

(令和8年8月17日提出)

(議案事項)

議第30号	中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書について	P	1
議第31号	令和8年度9月補正（第2号）について	P	9
議第32号	中津市公民館条例の一部改正について	P	23
議第33号	幼稚園の設置に関する条例の一部改正について	P	31
議第34号	中津市立幼稚園預かり保育料規則の一部改正について	P	35

中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書について

上記について、令和7年度の報告書を取りまとめましたので、公表及び議会への報告の承認をいただきたく、別紙のとおり提案いたします。

令和8年8月17日提出

中津市教育委員会

教育長 大 下 洋 志

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づく
中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書概要版
(令和7年度対象)

I はじめに

1. 目的

平成19年6月に一部改正(平成20年4月1日施行)された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされました。

そこで、中津市教育委員会では、教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかについて、教育委員会自らが事後にチェックし、今後の効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民に対する説明責任を果たすため、この点検・評価を実施し、報告書にとりまとめました。

2. 点検・評価の実施方法等

(1)法定事項

点検・評価の実施については、次の4点が法定事項になっています。

- ①毎年実施すること。
- ②教育委員会の権限に属する事務(教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務を含む。)の管理・執行状況について点検・評価を行うこと。
- ③点検・評価の実施に当たっては、学識経験を有する者の知見の活用を図ること。
- ④点検・評価結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表を行うこと。

(2)実施方法

①対象期間

令和7年度の管理・執行状況

②点検・評価の項目について

中津市教育委員会では、市教育行政の長期的、総合的な指針として、「なかつ安心・元気・未来プラン2017(第五次中津市総合計画)」及び「第2期中津市教育振興基本計画」に基づき各種施策を推進しており、令和7年度は重点的な25項目について点検・評価を行いました。

③学識経験を有する者の知見の活用について

教育に関し学識経験を有する者の知見活用にあたっては、教育に関して公正な意見を述べるのが期待できる人の知見を活用しました。

④報告・公表方法

点検・評価結果に関する報告書は、定例市議会(教育厚生委員会)に提出し、その後、中津市教育委員会のホームページに公表します。

3. 自己評価及び総合評価の判定基準

(1) 自己評価について

事業主管課長が、適応性・効率性・達成度の3つの着眼点で、5段階で自己評価しました。

評価項目	着 眼 点
適応性	①市民ニーズや社会の変化に対応しているか
	②同じ目的を達成するために他に手段はないか
効率性	③内容の見直しや重点化を行っているか
	④事業の円滑な推進のための調整を行っているか
達成度	⑤当初の目標どおりに進めることができているか

【ランク説明】

ランク	着 眼 点
5	達成(80%以上)
4	着実に進捗(相当程度達成・79～60%)
3	やや不十分(59～40%)
2	不十分(39～20%)
1	抜本的見直しが必要(19～0%)

(2) 総合評価について

教育委員会及び課長級で構成された中津市教育委員会施策評価実行委員会が、目標、達成度、自己評価を総合的に判断して、5段階で総合評価をしました。

ランク	着 眼 点
A	優れた取り組みが多く、十分成果が上がっている
B	優れた取り組みがいくつかあり、成果が見える
C	一定の成果が見られるが、更なる取り組みを要する
D	成果が上がってなく、改善を必要とする
E	抜本的見直しが必要

Ⅱ 点検・評価

以下に、令和7年度の具体的な施策内容、評価結果などについて報告します。

1. 施策名と評価一覧

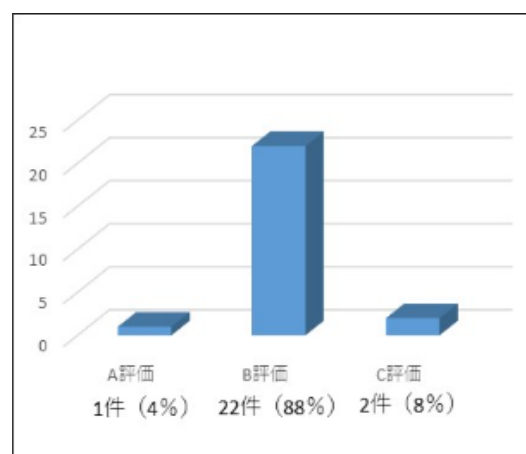
施策別 基本目標	基本姿勢	施策名		自己 評価	総合 評価	所管課
学びたい教育の まちづくり (学校教育)	小・中学校教育の充実	1	確かな学力の育成	3	C	学校教育課
		2	組織的ないじめ・不登校対策の推進	4	B	学校教育課
		3	新しい時代に必要な総合力の育成	3	C	学校教育課
		4	学校のあり方検討委員会	4	B	教育総務課
	幼児教育の充実	5	幼稚園教育内容の充実	4	B	学校教育課
	安心安全な学校施設の計画的整備促進	6	安心安全な学校施設の計画的整備	4	A	教育総務課
	学校給食の充実	7	安全・安心な給食提供のための環境整備及び地産地消の推進	4	B	体育・給食課
学びたい教育の まちづくり (生涯学習・産業教育の推進)	生涯学習の推進	8	生涯学習推進基盤の整備及び公民館、コミュニティーセンターの利用促進	3	B	社会教育課
		9	学習機会の拡充と学習効果の活用	3	B	社会教育課
		10	新中津市学校の活用	4	B	社会教育課
	教育の協働の推進	11	協育による中津の子ども未来創造事業の充実	3	B	社会教育課
	生涯学習センター「まなびん館」の充実	12	生涯学習センター事業の推進	4	B	社会教育課
	産業教育の推進	13	体験学習・遠隔講座等を通じた未来を広げるキャリア教育の推進	4	B	学校教育課
		14	多様な体験の場の活用	3	B	社会教育課
	図書館の充実	15	図書館機能の充実	3	B	小幡記念図書館
		16	読書活動の推進	4	B	小幡記念図書館

施策別 基本目標	基本姿勢	施策名		自己 評価	総合 評価	所管課
学びたい教育の まちづくり (文化・スポーツ の推進)	スポーツの振興	17	生涯スポーツの推進	3	B	体育・給食 課
		18	競技力向上及びジュニアの育成	3	B	体育・給食 課
		19	市民ニーズに応えるスポーツ 施設の整備や多機能多目的な 施設利用	3	B	体育・給食 課
	文化・芸術活動の推 進	20	文化施設の充実	4	B	社会教育課
		21	文化芸術活動の推進	4	B	社会教育課
	歴史と文化の伝承	22	文化財調査の充実と保護の促 進	4	B	社会教育課
		23	文化財整備・活用の推進	4	B	社会教育課
		24	博物館を核とした中津市の魅 力発信	4	B	社会教育課
学びたい教育の まちづくり (教育委員会活 動の充実)	教育委員会活動の 充実	25	教育委員会の機能強化	4	B	教育総務課

2. 評価の分析

教育委員会及び課長級で構成された中津市教育委員会施策評価実行委員会が、目標、達成度、自己評価を総合的に判断して、5段階で総合評価したところ、A評価1件、B評価22件、C評価は2件となりました。

各課では教育の向上を図るために、高い意識を持って施策の目標設定を行っており、その達成に努めています。



ランク	着 眼 点
A	優れた取り組みが多く、十分成果が上がっている
B	優れた取り組みがいくつかあり、成果が見える
C	一定の成果が見られるが、更なる取り組みを要する
D	成果が上がってなく、改善を必要とする
E	抜本的見直しが必要

前年度(令和6年度)と比較すると、A評価は1件(前年度2件)、B評価は22件(前年度21件)、C評価は2件(前年度3件)となり、全体の9割を超える23項目の施策において優れた成果や進捗が得られました。コロナ禍以降における各種事業の本格的な展開や、市民による主体的な学習・スポーツ・文化活動の定着が着実に進む中で、各事業主管課が地域課題や時代の変化を見据えて設定した目標に基づき、年間を通じて継続的かつ確実な施策運営が展開された結果であると言えます。

A評価となった施策「安心安全な学校施設の計画的整備」では、「中津市学校施設長寿命化計画」の策定から5年目を迎えた計画の見直しを行い、南部小学校長寿命化改修事業や大幡幼稚園園舎改築事業等の大規模工事をはじめ、体育館や屋外トイレの洋式化改修事業を着実に実施しました。さらに、国の交付金を活用した屋内運動場空調設備整備事業を進めるなど、児童生徒の安全確保と教育環境の改善に向けた計画的な整備を推進しました。

一方、「確かな学力の育成」については、全国学力・学習状況調査において全国平均以上の学校数が小学校で13校と前年度(12校)より改善の傾向が見られたものの設定目標値(15校以上)には届かず、中学校においても目標達成校は2校となり十分な回復に至っていない現状から、今後も更に授業・補充学習・家庭学習の連動、AI型ドリルの活用、確かな学力向上週間の実施などにより、学力向上の取組を進める必要があるとしてC評価となりました。

また、「新しい時代に必要な総合力の育成」については、学校の壁を越えた遠隔学習やICT機器の活用、APU留学生との交流事業等を積極的に推進していますが、中学生の英検3級相当以上の取得割合(48.9%)が目標値(50%)に対してわずかに伸び悩むなど、基礎・基本の定着に向けた授業改善の一層の推進が求められるとしてC評価となりました。

その他の施策においても、来年度以降も引き続き各施策の目標を設定し、目標達成のために様々な取り組みを行ってまいります。

Ⅲ 学識経験を有する者の知見

大分大学教育学部 教授 住岡 敏弘

各施策の評価を踏まえて、総合知見を述べたいと思います。

令和6年度は、多くの事業がさらに充実していくなかで、市民の学習意欲や活動はコロナ禍前を超えつつあり、令和7年度は、計画的に事業をさらに拡充する段階に入ったといえます。

そうした中で課題として挙げられるのは、学校教育の状況です。児童生徒の学力・学習の状況についてみると、全国学力学習状況調査において合計正答率が全国平均以上の学校数として「小学校15校以上」「中学校6校以上」を目指すという目標に対して、それを達成している学校が小学校は13校、中学校は2校であり、小学校は令和6年度よりも増加したものの、目標の達成には至りませんでした。この背景には、いまだ、基礎的・基本的な知識・技能の定着が十分になされていないことが挙げられます。

今後、学力の底上げをはかる上で、3つの取組みが注目されます。一つ目は、市内の小中学校で取り組まれている「みんな活躍授業」です。教師が提示したキーワードをもとに授業の「課題」を全員がつかみ、「学び合い」の場面では、全員が考えを表現し、「まとめ」もみんなで導き出すなど、児童生徒全員の授業への主体的参加を促している注目すべき取組みといえます。この実践をすべての学校に広げ、子どもたちの学習に対する関心意欲を高めていくことは、学力の底上げにとって非常に重要であると考えます。二つ目は、授業におけるICTの積極的活用です。現状では、授業で端末を児童生徒に活用させている頻度について「ほぼ毎日」と回答した学校の割合が令和5年の30.3%から令和6年の61.6%に向上しています。教科に応じてiPadを活用したり、AIドリル等も活用するなど、ICTを活用して基礎基本の習熟定着を図る実践がこれまで以上に学校で組織的に行われることが学力の向上につながると考えます。三つ目は、地域の方のご支援です。中津市では多くの地域の方がそれぞれの専門性を活かして、学習サポーターとして学習支援に参画されています。こうした地域の皆様のご支援も、児童生徒の学力向上に確実に資するものと考えます。

次に課題として挙げられるのが、施設・設備における安全・安心の確保です。学校施設については「学校施設長寿命化計画」にもとづき、改修が着実に進められています。また、学校給食については、令和10年2学期からの新調理場供用開始に向けて、方針の決定や事業者の決定、関係者との協議が順調に進められています。一方で、生涯学習に関連した公民館、コミュニティセンター、芸術文化施設やスポーツ関連施設についても、築年数がかなり古い施設・設備が多いですが、修繕や改修が計画的に進められています。

このように中津市では、施設・設備については計画的に修繕や改修、建て替えが進んでいますが、今後も市民が安心・安全に学びを深め、スポーツに親しむことのできる環境づくりに邁進していただきたいと思います。具体的には、老朽化の進む施設・設備における安全点検等の強化に努めていただくことで、思いがけない事故の防止に努めていただきたいと思います。また、激甚化する自然災害を見越した施設設備の整備も、学校や公民館、コミュニティセンターなどで進めていただきたいと思います。さらに、バリアフリー化やDX化など、利用者に寄

り添った施設整備を進めていただきたいと思います。たとえば、コロナ禍を経て、生涯学習を再開された方のなかには高齢者も多くいらっしゃいます。施設設備面で高齢者や障がいのある方々が学び、活動しやすい環境づくりに努めていただきたいと思います。

生涯学習や文化・芸術活動・スポーツの推進については、「三津同盟」などを核にした様々な企画が、学校教育と連携もしつつ展開され、地域の魅力を発信し、市民の学習活動を支援していることに非常に魅力を感じました。また、博物館と美術館、図書館が連携して、コラボ企画を実施し、参加者の学びを深めていこうとされている取組みも素晴らしいと感じました。また、慶應義塾大学との共同研究や特別展の開催、野球部合宿の受入れなど、福澤諭吉先生が創設された慶應義塾大学との協働は、市の生涯学習や文化・芸術活動・スポーツ推進の重要な柱となっており、今後ともその関係の拡充に努めていただきたいと思います。各施設が有する資源を活用して、市民の文化・芸術・スポーツ活動の支援や、郷土に対する愛情を高める機会につなげていただきたいと思います。

教育委員会活動の充実については、総合教育会議において市長と教育委員が緊密な連携をとり情報共有が行われています。今後とも、教育委員会におかれましては、学校や幼稚園の訪問などを通して教育現場の課題を把握・共有し、教育行政に対する責任をしっかりと果たしていただきたいと思います。

令和8年度9月補正（第2号）について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和8年8月17日提出

中津市教育委員会

教育長 大 下 洋 志

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
11	地方交付税	11,500,000	△393,492	11,106,508
	1 地方交付税	11,500,000	△393,492	11,106,508
15	国庫支出金	9,238,841	△18,727	9,220,114
	1 国庫負担金	6,936,234	1,575	6,937,809
	2 国庫補助金	2,268,019	△21,182	2,246,837
	3 委託金	34,588	880	35,468
16	県支出金	4,476,000	36,661	4,512,661
	1 県負担金	2,382,643	34,558	2,417,201
	2 県補助金	1,915,745	1,101	1,916,846
	3 委託金	177,612	1,002	178,614
18	寄附金	503,303	1,200	504,503
	1 寄附金	503,303	1,200	504,503
19	繰入金	2,804,180	27,709	2,831,889
	1 基金繰入金	2,769,988	6,904	2,776,892
	2 特別会計繰入金	34,192	20,805	54,997
20	繰越金	1	461,726	461,727
	1 繰越金	1	461,726	461,727
21	諸収入	732,932	139,186	872,118
	5 雑入	660,529	139,186	799,715
22	市債	3,000,200	68,200	3,068,400
	1 市債	3,000,200	68,200	3,068,400
歳 入 合 計		48,809,754	322,463	49,132,217

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	5,633,481	97,535	5,731,016
	1 総務管理費	4,674,518	92,420	4,766,938
	2 徴税費	508,780	2,612	511,392
	3 戸籍住民基本台帳費	380,549	2,503	383,052
3	民生費	18,861,227	81,688	18,942,915
	1 社会福祉費	7,885,415	40,975	7,926,390
	2 児童福祉費	8,727,032	40,713	8,767,745
4	衛生費	4,842,957	2,500	4,845,457
	1 保健衛生費	3,015,619	2,500	3,018,119
5	労働費	47,396	0	47,396
	1 労働諸費	47,396	0	47,396
6	農林水産業費	2,108,181	57,600	2,165,781
	1 農業費	1,546,864	57,600	1,604,464
8	土木費	4,248,420	△108,409	4,140,011
	2 道路橋りょう費	1,495,891	△41,128	1,454,763
	5 都市計画費	1,609,003	△22,000	1,587,003
	6 住宅費	362,699	△45,281	317,418
10	教育費	4,952,392	13,209	4,965,601
	1 教育総務費	998,964	7,554	1,006,518
	2 小学校費	585,905	1,000	586,905
	3 中学校費	530,602	100	530,702
	4 幼稚園費	308,100	0	308,100
	5 社会教育費	1,246,121	4,555	1,250,676
	6 保健体育費	1,282,700	0	1,282,700
11	災害復旧費	11,802	178,340	190,142
	1 農林水産施設災害復旧費	801	129,640	130,441

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 公共土木施設災害復旧費	11,001	44,700	55,701
	3 文教施設災害復旧費	0	3,000	3,000
	4 その他公共施設等災害復旧費	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		48,809,754	322,463	49,132,217

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
商工費	商工費	道の駅耶馬トピア整備事業費	51,850
土木費	道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業費	98,000
土木費	道路橋りょう費	道路長寿命化修繕事業費	35,000
土木費	道路橋りょう費	全徳是則線外 2 線道路改良事業費	28,000
土木費	道路橋りょう費	岩草村中線道路改良事業費	7,000
土木費	道路橋りょう費	労住東浜団地二号線道路改良事業費	18,400
土木費	道路橋りょう費	相原村中線外 1 線道路改良事業費(通学路関連)	23,000
土木費	道路橋りょう費	鍋島桜洲橋県道線(3 工区)道路改良事業費	1,500
土木費	道路橋りょう費	豊田町・牛神線交差点改良事業費	20,000
土木費	道路橋りょう費	通学児童の安全確保に主眼を置いた道路整備事業費	15,000
土木費	道路橋りょう費	宮永・湯屋線道路改良事業費	20,500
土木費	道路橋りょう費	鍋島桜洲橋県道線(1 工区)道路改良事業費	43,000
土木費	道路橋りょう費	上池永大法寺永添線道路改良事業費	28,000
土木費	道路橋りょう費	柿坂大野線道路改良舗装事業費	18,000
土木費	道路橋りょう費	東線道路改良事業費	12,000
土木費	道路橋りょう費	万田沖代線道路整備事業費	83,000
土木費	道路橋りょう費	下池永西大新田線外 1 線道路改良事業費	5,200
土木費	道路橋りょう費	成恒西秣線道路改良事業費	24,000
土木費	道路橋りょう費	杉畑上ノ畑線災害防除事業費	29,648
土木費	道路橋りょう費	宮ノ馬場町丈線道路改良舗装事業費	115,000
土木費	道路橋りょう費	田中・森山線外 3 線歩道設置事業費	135,000

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
土木費	都市計画費	宮永角木線街路事業費	120,500
土木費	都市計画費	公園整備事業費	41,000
土木費	住宅費	浜田住宅改善事業費	31,000
土木費	住宅費	宝門住宅集会所解体事業費	4,200
土木費	住宅費	上宮永住宅改善事業費	61,000
土木費	住宅費	臼木1住宅解体事業費	12,500
教育費	文化財保護費	長者屋敷官衙遺跡整備事業費	72,815

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

事項	期間	限度額
中津南高耶馬溪校寮整備事業	令和9年度まで	367,200千円以内

2歳入

15款 国庫支出金
2項 国庫補助金

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	7	教育費国庫補助金	141,463	2,100	143,563
	3	委託金	34,588	880	35,468
	2	民生費委託金	23,062	880	23,942
16		県支出金	4,476,000	36,661	4,512,661
	1	県負担金	2,382,643	34,558	2,417,201
	2	民生費県負担金	2,379,148	787	2,379,935
	4	災害復旧費県負担金	0	33,771	33,771
	2	県補助金	1,915,745	1,101	1,916,846
	2	民生費県補助金	600,941	2,765	603,706
	4	農林水産業費県補助金	429,518	851	430,369
	8	教育費県補助金	289,420	△2,515	286,905
	3	委託金	177,612	1,002	178,614

節		説 明	
区 分	金 額		
3 社会教育費補助金	2,100	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（災害復旧事業）	2,100
1 社会福祉費委託金	880	国民年金事務費交付金	880
3 児童福祉費負担金	787	子育てのための施設等利用費県費負担金	787
1 農林施設災害復旧費負担金	33,771	林業用施設災害復旧費負担金（過年度分）	33,771
1 社会福祉費補助金	2,400	大分県特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金	2,400
2 児童福祉費補助金	365	子ども・子育て支援整備交付金	365
1 農業費補助金	851	大分県小規模土地改良事業費補助金 中山間地域等直接支払交付金	666 185
1 教育総務費補助金	2,810	大分県立高等学校生徒寮設置支援事業費補助金	2,810
2 社会教育費補助金	△5,325	大分県文化財保存事業費補助金	△5,325

1 6 款 県支出金
3 項 委託金

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
		2	民生費委託金	20,427	1,002	21,429
18			寄附金	503,303	1,200	504,503
	1		寄附金	503,303	1,200	504,503
		4	教育費寄附金	301	1,200	1,501
19			繰入金	2,804,180	27,709	2,831,889
	1		基金繰入金	2,769,988	6,904	2,776,892
		1	財政調整基金繰入金	1,886,404	△8,096	1,878,308
		6	ふるさとなかつ応援基金繰入金	175,440	15,000	190,440
	2		特別会計繰入金	34,192	20,805	54,997
		1	国民健康保険事業特別会計繰入金	1	14,569	14,570

節		説 明	
区 分	金 額		
1 社会福祉費委託金	1,002	民生委員活動費委託金 民生委員協議会活動推進費委託金	897 105
2 社会教育費寄附金	100	図書及び図書館備品指定寄附金 文化財指定寄附金	50 50
3 中学校費寄附金	100	中学校指定寄附金	100
4 小学校費寄附金	1,000	小学校指定寄附金	1,000
1 財政調整基金繰入金	△8,096	財政調整基金繰入金	△8,096
1 ふるさとなかつ応援基金繰入金	15,000	ふるさとなかつ応援基金繰入金	15,000
1 国民健康保険事業特別会計繰入金	14,569	国民健康保険事業特別会計繰入金	14,569

1 0 款 教育費
1 項 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
							特 定 財 源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
10			教育費	4, 952, 392	13, 209	4, 965, 601	△153	10, 500	1, 317	1, 545
	1		教育総務費	998, 964	7, 554	1, 006, 518	2, 810			4, 744
		3	教育振興費	568, 126	7, 554	575, 680	2, 810 県支出金 2, 810			4, 744

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	79	037 中津南高耶馬溪校寮管理事業費 7,554
		10 需用費 79
		(消耗品費) (79)
12 委託料	6,677	12 委託料 6,677
		(施設改修委託料) (5,625)
		(設備設置委託料) (1,052)
17 備品購入費	798	17 備品購入費 798
		(管理備品) (798)

1 0 款 教育費
2 項 小学校費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
							特 定 財 源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
10			教育費	4,952,392	13,209	4,965,601	△153	10,500	1,317	1,545
		2	小学校費	585,905	1,000	586,905			1,000	
			1 学校管理費	366,719	1,000	367,719			1,000 寄附金 1,000	

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	650	001 小学校管理事業費 10 需用費 (消耗品費)	1,000 650 (650)
17 備品購入費	350	17 備品購入費 (管理備品)	350 (350)

10 款 教育費
3 項 中学校費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
							特 定 財 源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
10			教育費	4,952,392	13,209	4,965,601	△153	10,500	1,317	1,545
	3		中学校費	530,602	100	530,702			100	
		1	学校管理費	385,891	100	385,991			100 寄附金 100	

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	100	001 中学校管理事業費 10 需用費 (消耗品費)	100 100 (100)

10款 教育費
5項 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
							特 定 財 源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
10			教育費	4,952,392	13,209	4,965,601	△153	10,500	1,317	1,545
	5		社会教育費	1,246,121	4,555	1,250,676	△5,325	4,900	100	4,880
		3	図書館費	241,102	50	241,152			50 寄附金	
		4	文化財保護費	296,328	4,505	300,833	△5,325 県支出金	4,900 市債	50 寄附金	4,880
							△5,325	4,900	50	

節		説 明	
区 分	金 額		
17 備品購入費	50	002 小幡記念図書館事業費 17 備品購入費 (図書類)	50 50 (50)
1 報酬	2,856	016 中津市歴史博物館事業費 01 報酬 (事務職員報酬)	4,505 2,856 (2,856)
3 職員手当等	1,493	03 職員手当等 (会計年度任用職員期末手当) (会計年度任用職員勤勉手当)	1,493 (913) (580)
8 旅費	106	08 旅費 (費用弁償)	106 (106)
10 需用費	50	10 需用費 (消耗品費)	50 (50)

1 1 款 災害復旧費
3 項 文教施設災害復旧費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
							特 定 財 源		
							国県支出金	地方債	一般財源 その他
11			災害復旧費	11, 802	178, 340	190, 142	35, 871	100, 300	42, 169
	3		文教施設災害復旧費	0	3, 000	3, 000	2, 100	900	
		2	社会教育施設災害復旧費	0	3, 000	3, 000	2, 100 国庫支出金 2, 100	900 市債 900	

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	3, 000	007 社会教育施設災害復旧事業費（令和 8 年梅雨前線豪雨関連） 12 委託料 （測量及び設計委託料） 3, 000 (3, 000)

中津市公民館条例の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和8年8月17日提出

中津市教育委員会

教育長 大 下 洋 志

中津市公民館条例の一部を改正する条例の概要

1. 趣旨

公共施設マネジメント推進委員会での「利用が少なく、避難所に指定されていない公民館は、廃止又は地元に譲渡する」方針に従い、深耶馬地区公民館を廃止し、地元に譲渡するため。

2. 改正内容

第2条第2項の表と別表工の表の「深耶馬地区公民館」との文言を削る。

3. 施行期日

令和8年10月1日

社会教育課 社会教育係 (内線 *6 4 8 4)

議第 号

中津市公民館条例の一部改正について

中津市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市公民館条例の一部を改正する条例

中津市公民館条例（昭和59年中津市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「置く」を「置き、その位置は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする」に改め、同項の表中津市耶馬溪コミュニティーセンターの部中津市深耶馬地区公民館の項を削る。

別表エの表中「・深耶馬地区公民館」を削る。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

説 明

県道耶馬溪院内線道路改良事業に伴う施設の見直しにより、中津市深耶馬地区公民館を廃止するため、本案のように改正いたしたく提出する。

新旧対照表

○中津市公民館条例

改正後				改正前			
(名称及び位置)				(名称及び位置)			
第2条 略				第2条 略			
2 次の表の左欄に掲げる公民館に、同表の中欄に掲げる地区公民館を置き、その位置は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。				2 次の表の左欄に掲げる公民館に、同表の中欄に掲げる地区公民館を置く。			
	公民館	名称	位置		公民館	名称	位置
	略	略	略		略	略	略
	中津市耶馬溪コミュニティセンター	略	略		中津市耶馬溪コミュニティセンター	略	略
		(削る。)				中津市深耶馬地区公民館	中津市耶馬溪町大字深耶馬2952番地
		略	略			略	略
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
公民館及び地区公民館使用料金表				公民館及び地区公民館使用料金表			
ア～ウ 略				ア～ウ 略			
エ 城井地区公民館・津民地区公民館・山移地区公民館 ・下郷地区公民館				エ 城井地区公民館・津民地区公民館・山移地区公民館・深耶馬地区公民館・下郷地区公民館			
	略				略		

幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和8年8月17日提出

中津市教育委員会

教育長 大 下 洋 志

幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要

1. 提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、令和8年10月から施設等利用費の上限額が引き上げられることに伴い、中津市立幼稚園における預かり保育料の上限額について、見直しを行うもの。

2. 内容

預かり保育料の上限額を「月額7,200円・日額900円を超えない範囲」から「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項に規定する施設等利用費の額」に変更する（第4条）。

3. 施行期日

令和8年10月1日

学校教育課 （内線	学校教育係 ＊6495）
--------------	-----------------

議第 号

幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園の設置に関する条例（昭和39年中津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「利用に応じた預かり保育料」を「利用者から、預かり保育の利用に係る費用」に改め、同条第2項中「月額7,200円（日額については900円）」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項に規定する施設等利用費の額」に、「教育委員会が規則」を「教育委員会規則」に改め、同条第3項中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第5条中「教育委員会が規則」を「教育委員会規則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の預かり保育の利用に係る費用について適用し、同日前の預かり保育の利用に係る費用については、なお従前の例による。

説 明

中津市立幼稚園における預かり保育料の上限額を子ども・子育て支援法施行令に定める施設等利用費の額とするため、本案のように改正いたしたく提出する。

新旧対照表

○幼稚園の設置に関する条例

改正後	改正前
(預かり保育料の徴収等)	(預かり保育料の徴収等)
第4条 市長は、子ども園事業の利用者から、 <u>預かり保育の利用に係る費用</u> （以下「預かり保育料」という。）を徴収する。	第4条 市長は、子ども園事業の利用に応じた <u>預かり保育料</u> （以下「預かり保育料」という。）を徴収する。
2 預かり保育料の額は、 <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項に規定する施設等利用費の額</u> を超えない範囲内において <u>教育委員会規則</u> で定める額とする。	2 預かり保育料の額は、 <u>月額7,200円（日額については900円）</u> を超えない範囲内において <u>教育委員会が規則</u> で定める額とする。
3 預かり保育料は、 <u>教育委員会規則</u> で定めるところにより減額し、又は免除することができる。	3 預かり保育料は、 <u>規則</u> で定めるところにより減額し、又は免除することができる。
(委任)	(委任)
第5条 この条例に定めるもののほか、幼稚園に関し必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。	第5条 この条例に定めるもののほか、幼稚園に関し必要な事項は、 <u>教育委員会が規則</u> で定める。

中津市立幼稚園預かり保育料規則の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和8年8月17日提出

中津市教育委員会

教育長 大 下 洋 志

中津市立幼稚園預かり保育料規則の一部を改正する規則 の概要

1. 提案理由

幼稚園の設置に関する条例（昭和39年中津市条例第28号）により、預かり保育料の額は教育委員会規則に委任されている。

今般、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第188号）の一部改正により令和8年10月から施設等利用費の上限額が引き上げられることに伴い、預かり保育料の額について、見直しを行う。

2. 内容

- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子ども（いわゆる「新2号認定園児」）については、現在月額7,200円・日額450円としているものを、同法に定める施設等利用費の額とし、国費を最大限活用する。
- 上記以外の園児については、現在登園日・登園日以外・午後4時30分まで・午後6時まで、の4パターン（金額は400～900円）としているものを、一律「日額400円」に改め、利用者負担の軽減と事務コストの削減を図る。

3. 施行期日等

- ・ 施行期日 令和8年10月1日
- ・ 経過措置 施行期日より前に利用した預かり保育に係る預かり保育料については、なお従前の例による。

教育委員会 学校教育課学校教育係 (内線 495)

中津市立幼稚園預かり保育料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市立幼稚園預かり保育料規則の一部を改正する規則

中津市立幼稚園預かり保育料規則（平成28年中教規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「規則」を「教育委員会規則」に、「表のとおり」を「額」に改め、同条第1号中「場合」を「場合 同法第30条の11第1項に規定する施設等利用費の額」に改め、同号の表を削り、同条第2号を次のように改める。

（2） 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 日額400円

イ 入園者の属する世帯が生活保護世帯である場合又は当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯に該当する場合 零

ウ 同一の世帯で2人以上の子どもが預かり保育を利用する場合（当該世帯がイに掲げる世帯に該当する場合を除く。） 当該利用しようとする子ども（そのうちの最年長者である者を除く。）1人につき日額200円

第4条を次のように改める。

（預かり保育料の減免）

第4条 市長（その権限を教育委員会に委任している場合は、教育委員会。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第4条第3項の規定により預かり保育料を減額し、又は免除することができる。

（1） 入園者の保護者が経済的困難等の理由により、所得が前年に比して著しく減じ、その預かり保育料を納入することが困難であると認めるとき。

（2） その他特別に必要があると認めるとき。

第5条中「前条の規定により」を削り、「「預かり保育料減免措置に関する調書」」を「預かり保育料減免措置に関する調書」に、「関係書類を」を「、関係書類を」に改める。

第6条中「届出」を「規定による書類」に、「申請書」を「書類」に、「に通知し、幼稚園長は速やかにこの旨」を「を経由して」に改める。

第7条の見出し中「預かり保育料の」の次に「額の」を加え、同条中「第3条の規定により決定した」を削り、「預かり保育料変更通知書」を「、預かり保育料変更通知書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条の規定は、この規則の施行の日以後の預かり保育の利用に係る費用について適用し、同日前の預かり保育の利用に係る費用については、なお従前の例による。

新旧対照表

○中津市立幼稚園預かり保育料規則

改正後	改正前
(預かり保育料の額)	(預かり保育料の額)
第3条 条例第4条第2項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合に 応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。	第3条 条例第4条第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる 場合に 応じ、それぞれ当該各号に掲げる表のとおりとする。
(1) 入園者が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第 2号に掲げる小学校就学前子どもである場合 同法第30条の11第1項に規 定する施設等利用費の額	(1) 入園者が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4 第2号に掲げる小学校就学前子どもである場合
(削る。)	入園者の区分 預かり保育の時間 預かり保育料の額
	日額 月額上限
	5歳児 午後6時まで 450円 7,200円
(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定 める額	(2) 入園者が前号に該当しない場合
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 日額400円	入園者の区分 預かり保育の時間 預かり保育料の額（日額）
	登園日 登園日以外の日
	5歳児 午後4時30分まで 400円 800円
	午後6時まで 500円 900円
	備考
イ 入園者の属する世帯が生活保護世帯である場合又は当該年度分の市町村 民税所得割非課税世帯に該当する場合 零	1 第2号に掲げる場合において、入園者の属する世帯が生活保護世帯 等であるとき又は当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯に該当す るときにおける預かり保育料の額は、同号の表の規定にかかわらず、零 とする。
ウ 同一の世帯で2人以上の子どもが預かり保育を利用する場合（当該世帯 がイに掲げる世帯に該当する場合を除く。） 当該利用しようとする子ど も（そのうちの最年長者である者を除く。） 1人につき日額200円	2 第2号に掲げる場合において、同一の世帯で2人以上の子どもが子 ども園事業（条例第3条第1項に規定する子ども園事業をいう。）を 利用するとき（当該世帯が前項の世帯に該当するときを除く。）にお

	ける預かり保育料の額は、同号の表の規定にかかわらず、当該利用しようとする子ども（そのうちの最年長者である者を除く。）1人につき同表に定める額の半額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
（預かり保育料の減免）	（預かり保育料の減免）
第4条 市長（その権限を教育委員会に委任している場合は、教育委員会。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第4条第3項の規定により	第4条 市長
預かり保育料を減額し、又は免除することができる。	は、保護者が経済的困難等の理由により、所得が前年に比して著しく減じ、その預かり保育料を納入することが困難であると認めるときは、預かり保育料を減額し、又は免除することができる。
（1）入園者の保護者が経済的困難等の理由により、所得が前年に比して著しく減じ、その預かり保育料を納入することが困難であると認めるとき。	
（2）その他特別に必要があると認めるとき。	2 市長は、その他特別に必要があると認めるときは預かり保育料を減額し、又は免除することができる。
（減免手続）	（減免手続）
第5条 預かり保育料の減額又は免除を受けようとする保護者は、 <u>預かり保育料減免措置に関する調書</u> に所定事項を記入し、関係書類を添付の上、幼稚園長を経由して市長に提出しなければならない。	第5条 前条の規定により預かり保育料の減額又は免除を受けようとする保護者は、「 <u>預かり保育料減免措置に関する調書</u> 」に所定事項を記入し、関係書類を添付の上、幼稚園長を経由して市長に提出しなければならない。
（減免通知）	（減免通知）
第6条 市長は、前条の規定による書類の提出があった場合は、当該書類の内容を審査し、預かり保育料の減額又は免除の可否を決定し、幼稚園長を経由して	第6条 市長は、前条の届出の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、預かり保育料の減額又は免除の可否を決定し、幼稚園長に通知し、幼稚園長は速やかにこの旨保護者に通知しなければならない。
保護者に通知しなければならない。	
（預かり保育料の額の変更）	（預かり保育料の 変更）
第7条 市長は、 <u>預かり保育料の額を変更したときは、速やかに、預かり保育料変更通知書により保護者に通知するものとする。</u>	第7条 市長は、第3条の規定により決定した預かり保育料を変更したときは、速やかに <u>預かり保育料変更通知書により保護者に通知するものとする。</u>

7月18日～8月31日 教育委員会 報告

7月

日・曜	時間	催 し 物	場 所	備 考
18日(土)		学びのススメ土曜塾	各公民館、コミュニティーセンター等	
	14:00	上映会(一般) 「正体」	小幡記念図書館 視聴覚室	
19日(日)				
20日(月)				
21日(火)	10:00	いじめ問題専門委員会	教育委員会室	
	13:30	公民館長会議、 協育コーディネーター会議	耶馬溪CC	
22日(水)				
23日(木)				
24日(金)		幼保小連携に係る研修会	中津下毛教育会館	
25日(土)		学びのススメ土曜塾	各公民館、コミュニティーセンター等	
	13:30	中津少年少女発明クラブ(～31日)	まなびん館	
	14:00	上映会(児童) 「はたらく細胞1 vol.6」	小幡記念図書館視聴覚室	
	15:00	Nakatsu City English Club	中津文化会館	
26日(日)	13:30	日本語教室「きらきら」	如水CC	
27日(月)	9:00	教育課程研究協議会・統一部会	各会場	
	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	
	13:30	中津学	まなびん館	
28日(火)				
29日(水)				
30日(木)				
31日(金)				

8月

日・曜	時間	催 し 物	場 所	備 考
1日(土)		学びのススメ土曜塾	各公民館、コミュニティーセンター等	
	9:30	八面山巡回展～8/16	道の駅なかつ	
	13:30	中津少年少女発明クラブ	まなびん館	
	14:00	上映会(児童) 「科学X冒険サバイバル! 2」	小幡記念図書館 視聴覚室	
2日(日)				
3日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	
	14:00	授業づくり研修会	中津下毛教育会館	
4日(火)	9:00	校長面談Ⅱ	会議室1	
5日(水)	9:00	校長面談Ⅱ	会議室1	

日・曜	時間	催 し 物	場 所	備 考
6日(木)	10:30	山国図書館夏休み工作教室「ペットボトルでつくる不思議な宝つりゲーム」	三郷小学校	
7日(金)	14:00	夏休み工作教室「マジック貯金箱」	小幡記念図書館 視聴覚室	
8日(土)		学びのススメ土曜塾	各公民館、コミュニティーセンター等	
		学校閉庁日(～16日まで)		
	10:30	小学生夏の工作教室「キラキラ万華鏡をつくろう」	本耶馬溪公民館	
	14:00	上映会(一般) 「ラーゲリより愛を込めて」	小幡記念図書館 視聴覚室	
9日(日)	13:30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティーセンター	
10日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	
11日(火)				
12日(水)				
13日(木)				
14日(金)				
15日(土)	14:00	上映会(児童) 「はたらく細胞 1 vol.7」	小幡記念図書館 視聴覚室	
16日(日)	10:00	日本語教室「あい♡ことば」	教育福祉センター	
17日(月)	9:00	校長面談Ⅱ	会議室1	
	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	
	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	教育長他
18日(火)	9:20	第10回中津市人権教育研究大会	中津市文化会館	
	13:00	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業 「はじめましてひらくっちゃん」	三光コミュニティーセンター	
	13:00	Nakatsu City English Club スペシャルウィーク(～21日まで)	新中津市学校	
19日(水)	9:00	校長面談Ⅱ	会議室1	
	10:00	あかちゃんタイム	小幡記念図書館	
	11:00	赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館 視聴覚室	
20日(木)	9:00	八面山巡回展～9/7	三光コミュニティーセンター	
21日(金)				
22日(土)		学びのススメ土曜塾	各公民館、コミュニティーセンター等	
	9:00	恩塚亨氏によるバスケットボール教室	ダイハツ九州アリーナ	
23日(日)	13:30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティーセンター	
24日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	
	14:30	教頭会議および研修会	本庁大会議室	
25日(火)		2学期始業式	各小・中学校	
	13:30	中津市公民館長会議	本耶馬溪公民館	

日・曜	時間	催 し 物	場 所	備 考
26日(水)				
27日(木)				
28日(金)				
29日(土)		学びのススメ土曜塾	各公民館、コミュニティーセンター等	
		第79回大分県民スポーツ大会（先行開催）	県内各地	
	14:00	上映会(一般) 「TOKYO MER 走る緊急救命室 南海ミッション」	小幡記念図書館 視聴覚室	
30日(日)		第79回大分県民スポーツ大会（先行開催）	県内各地	
	8:40	中津市英語弁論大会・プレゼンテーション大会	中津下毛教育会館	
	11:00	日曜おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	
31日(月)	14:00	第4回定例校長会議	本庁大会議室	

9月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催 し 物	場 所	主催・担当課等	出席依頼者
1日(火)					
2日(水)					
3日(木)					
4日(金)	14:00	第4回図書館講座「かんたん手作りサシェを作ろう」	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
5日(土)		学びのススメ土曜塾	各公民館、コミュニティセンター	生涯学習推進室	
		中津少年少女発明クラブ宿泊体験学習	やばすば	生涯学習推進室	
	14:00	上映会(一般)「正直不動産ミネルヴァSPECIAL」	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
6日(日)		中津少年少女発明クラブ宿泊体験学習	やばすば	生涯学習推進室	
	10:00	中津市生涯を通じた障がい者の学び支援事業まなびば「筆文字アート」	まなびん館	生涯学習推進室	
7日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
8日(火)					
9日(水)					
10日(木)					
11日(金)					
12日(土)		学びのススメ土曜塾	各公民館、コミュニティセンター	生涯学習推進室	
	14:00	上映会(児童)「シナぶしゅ5周年!全員集合ぶしゅ〜!」	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
13日(日)	10:00	日本語教室「あい♡ことば」	豊田公民館	生涯学習推進室	
	13:30	日本語教室「きらきら」	如水CC	生涯学習推進室	
14日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
15日(火)	13:00	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業「はじめてましてひらくっちゃん」	三光コミュニティセンター	小幡記念図書館	
	13:30	中津市公民館長会議	山国公民館	生涯学習推進室	
16日(水)	10:00	あかちゃんタイム	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
	11:00	赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
17日(木)					
18日(金)					
19日(土)		学びのススメ土曜塾	各公民館、コミュニティセンター	生涯学習推進室	
	9:00	「伝わる古文書〜中津に残る豊臣秀吉文書の謎〜」(〜11/3まで)	歴史博物館	歴史博物館	
	14:00	上映会(一般)「片思い世界」	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
20日(日)	14:00	秋のおたのしみおはなし会「音楽と絵本の読み聞かせグループSORAさんによる音楽と絵本のおはなし会」	小幡記念図書館研修室	小幡記念図書館	
21日(月)					
22日(火)					
23日(水)					
24日(木)					
25日(金)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他
26日(土)		学びのススメ土曜塾	各公民館、コミュニティセンター	生涯学習推進室	
	14:00	上映会(児童)「トムとジェリー 花火はすごいぞ」	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
	15:00	Nakatsu City English Club	中津文化会館	学校教育課	

日・曜	時間	催し物	場 所	主催・担当課等	出席依頼者
27日（日）	13：30	日本語教室「きらきら」	如水CC	生涯学習推進室	
28日（月）	11：00	おはなし会（幼児向け）	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
	13：30	中津学「終活のススメ」	まなびん館	生涯学習推進室	
29日（火）					
30日（水）					